

特定一階段等防火対象物

【特定一階段等防火対象物(令4の2の2-2)】

・以下の条件を満たす防火対象物

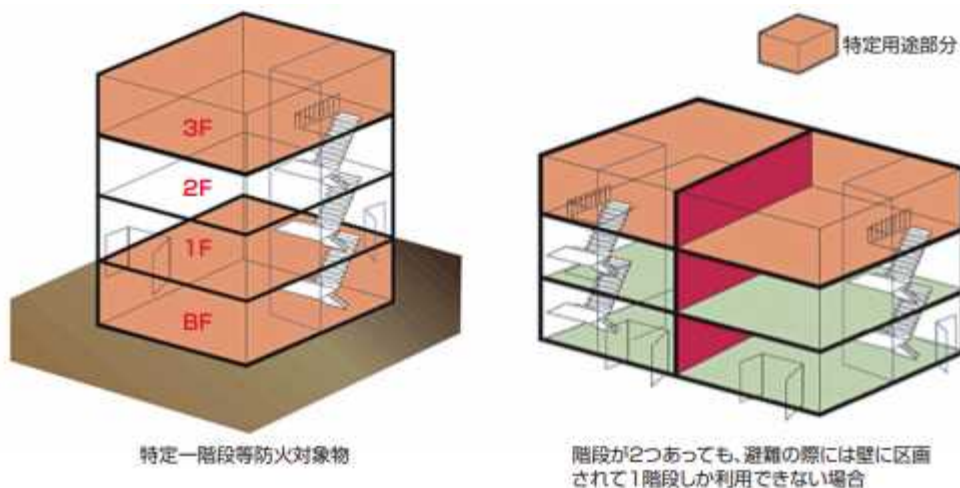
①屋内階段※1が1つしかない。

※1 屋外階段および特別避難階段・屋内避難階段で2㎡以上の外気に開放されたものを除く。

②特定防火対象物※2の用途が3階以上または地階※3にある。

※2 16項イ・16の2項・16の3項を除く ※3 避難階を除く

・令8区画で区切られた2つの屋内階段や、地階だけに屋内階段がある場合等、一部分でも特定一階段等防火対象物の条件を満たせば、建物全体が特定一階段等防火対象物となる。



【特定一階段等防火対象物に適用する規制】

①必ず自動火災報知設備を設置する(令21-1-7)。

②屋内階段および傾斜路に設置する自動火災報知設備の感知器の垂直距離を7.5mごととする※1

(規23-4-7-へ)。 ※1 地階1階の場合、地下の床面を起点、地下2階以上の場合、GLを起点とする。

③自動火災報知設備の受信機に再鳴動機能を付ける(規24-2-ハ)。

④避難器具を設ける場合は、以下のいずれかの条件に適合させる(規27-1-1)。

(1)安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等に設けるもの。

(2)常時、容易かつ確実に使用できる状態で設置されているもの。

(3)一動作※2で、容易かつ確実に使用できるもの。

※2 開口部を開口する動作および保安装置を解除する動作を除く。

⑤避難器具設置場所等の出入口にはその出入口上部またはその直近に避難器具設置場所等であることが容易にわかるような措置(避難器具の位置を示す標識の設置)を講ずる(規27-1-3)。

⑥避難器具設置場所等には見やすい位置に避難器具である旨の表示と使用方法を表示する標識を設ける(規27-1-3)。

⑦避難器具設置場所等の場所がある階のエレベーターホールや階段室(附室がある場合には附室)の出入口付近の見やすい位置に避難器具設置場所等を示した標識を設ける(規27-1-3)。

⑧防火管理者が必要なものについては年1回防火対象物点検を行う(令4の2の2-2)。

⑨消防用設備等の設置時、延べ面積に関係なく検査義務がある(令35-1-4)。

⑩消防用設備等の定期点検の義務がある(令36-2-3)。